

平成23年11月28日

坂井市長 坂本 憲男 殿

坂井市行政改革推進協議会

会長 廣瀬 弘毅

坂井市行政改革大綱について（答申）

平成22年9月30日付け坂行第50号で諮問された第二次坂井市行政改革大綱について、当行政改革推進協議会は、公共施設のあり方に関する勉強会への参加や、8回にわたる協議会の中で、様々な意見を基に審議を重ね、ここに一定の結論に達したので、別紙提言書のとおり答申する。

# 提 言 書

はじめに

3.11 東日本大地震では、改めて基礎自治体である市町村の役割が重要であることを実感した。災害に限らず、身近な自治体こそが、市民の安全・安心を担保するよりどころである。だが市民の期待に応えるためには、市の運営が健全かつ効率的である必要がある。

しかし、坂井市においても人口減少およびそれに伴う少子高齢化が進行し、財政状況の見通しは楽観できるものではない。加えて、国の地域主権戦略大綱による地方への権限・財源の委譲などにより、地方自治体が果たすべき役割は、ますます増加する傾向にある。

このような状況の中、5年前の旧4町合併以来、坂井市では行政改革大綱に沿った「100の改革」を推し進めている。その結果、行政サービスの統一や組織のスリム化により、人件費の削減等で一定の合併効果を発揮している。しかし、公共施設の重複など、まだ改革すべき課題が残っていることも事実である。加えて、「市民満足度最大化」を達成するためには、厳しい状況を受身で捉えるだけでなく、1ステップ上の能動的な「改革」が求められている。

我々、行政改革推進協議会のメンバーは、今後の坂井市の行政改革について、市民の立場から出された様々な意見を集約し、できる限り「第2次坂井市行政改革大綱（案）」に反映させたいつもりである。しかし、協議を進める中で、市の改革の方向性を示す大綱には盛り込みにくい課題、あるいは大綱に沿った改革を進めていく上で、留意してもらいたい点も明らかになった。そこで、大綱（案）とは別に、次の通り提言するので、実施に当たっては十分配慮願いたい。

## (1) 地域自治区のあり方について

地域自治区のあり方については、この第2次行政改革大綱期間中に設置期限を迎えることになるが、これは改革の方向性全体を左右する問題であるため、総合支所や地域協議会のあり方を含めて早期検討に着手すること。

## (2) 協働のまちづくりについて

地方分権社会の進展に沿った行政を運営していくには、まちづくり協議会が要となる。そのためには、市民が気軽に参加できる仕組みと、まちづくりを担える人材の育成が急務となる。また、協議会を支える拠点施設としてのコミュニティセンターの役割を明確化することも重要である。これらの課題について具体的な検討を早期に始めること。

## (3) 公共施設の見直しについて

冒頭述べたように、公共施設の見直しは避けられない。しかし、安易に削減すれば良いわけではなく、定見を持って進めなければならない。そのために、「公共施設マネジメント白書」を尊重し着実に進めること、そして、定員管理などとの整合性に配慮して慎重に進めること。

## (4) 市民ニーズの把握について

市民満足度を向上させるためには、市民ニーズを的確に捉えることが不可欠である。そのためには、すでに行われてきたパブリックコメントや満足度調査等を今後も的確に実施するとともに、その結果を市民にフィードバックするため、公報活動との連携も必要である。また、それらのツールをばらばらに運用するのではなく、目的に応じて体系化することも求められる。この課題についても早期に検討すること。

## (5) 定員適正化計画について

大綱とは別に定められた第2次定員適正化計画においては、社会情勢の変化を考慮して従来計画よりも職員の削減数が緩和された。しかし、それでもなお今後5年間で61人(8.34%)という急速な人員削減が行われることになる。このことが、市民サービスの低下や職員の急激な負担増にならないように、機構改革などと歩調を合わせるよう配慮することが望まれる。加えて、地域自治区のあり方や定年延長の問題など、今後の見通しに不透明な部分があるため、社会情勢の変化に応じて随時見直すことなど、数値管理と柔軟性を両立させること。

#### (6) 人事評価制度について

新しい人事評価の実施に当たっては、あくまでも職員の資質向上を図る手段として制度を活かさなければならない。評価制度が自己目的化すると業務の増加を招き、現場を混乱させかねない。むしろ組織内部の風通しを良くするためのコミュニケーションツールとして活用できるよう工夫すること。

#### (7) 健全な財政運営について

市民の期待に応えるためには、市の財政運営が健全におこなわれていなければならない。第2次坂井市行政改革大綱（案）で引き続き設定した4つの財政指標を守ると同時に、制度の改変等社会情勢の変化に臨機応変に対応できるようにしなければならない。数値管理と財政運営の柔軟性の両立を目指すこと。

おわりに

行政改革を進める主体は、市役所だけではない。市民の理解と協力を得て、はじめて改革は叶うものである。そのためには、今後も引き続き市民の理解が得られるよう、市民目線に立って行政運営をするとともに、市民に市の現状が十分理解されるよう広報活動と連携することを求めたい。

また、行政改革はともすれば、職員数の削減ばかりに目がいく傾向にある。そのため、坂井市職員に向けられる視線は厳しいものとなりがちである。しかし、日々市民との直接の窓口として働き、改革推進の中核を担っているのは、市職員に他ならないことも事実である。我々行政改革推進協議会のメンバーは、改革される対象として「坂井市職員」を捉えたわけではなく、むしろ改革の担い手として大綱をまとめた。これまでの坂井市職員の取り組みを高く評価した上で、今後も坂井市の将来像「輝く未来へ・・・みんなで創る希望の都市」を実現できるよう、奮闘してもらえよう強く期待したい。

坂井市長 坂本 憲男 殿

平成23年11月28日

坂井市行政改革推進協議会

会 長	廣 瀬	弘 毅
委 員	石 田	善 行
〃	内 田	正 義
〃	北 山	佳 代
〃	後 藤	寿 和
〃	白 崎	正 之
〃	瀬 野	友 伸
〃	高 倉	茂 樹
〃	田 崎	健 治
〃	多 田	文 和
〃	野 田	美智子
〃	長谷川	和 美
〃	宮 越	幸 夫
〃	八十島	一 司